

平成22年8月17日

健康保険被保険者証に係る様式の表面が改正される予定です。

健康保険の被保険者証については、事業所の名称及び所在地を記載するよう厚生労働省令の様式で定められているところですが、保険者（健康保険組合等）による被保険者証の更新に係る負担軽減の観点から、平成22年8月中を目途に、事業所の名称及び所在地の記載を様式から削除する改正が行われる予定です。

経過措置により、当分の間は従来の様式が使用できるとされていることから、当健康保険組合としては、当面は現行の保険証を使用することとします。

なお、従来の様式を用いる場合は、事業所の名称又は所在地に変更が生じた場合に、従来どおり被保険者から保険者への被保険者証の提出が求められます。